

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越坂戸毛呂山線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
先 ま で	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広 田五〇番一地先から坂戸市大 字善能寺字白毛四九八番一 地	鶴ヶ島市大字上広谷字盛流 四一二番二三地先から坂戸市 大字善能寺字白毛五二〇番一 地 先 ま で	区 間
三 八 ・ 二 〇	九 ・ 〇 〇 〇	五 ・ 一 〇 〇 四 一 ・ 八 〇	敷地の幅員 (メートル)
〇 〇 〇	七 九 九 〇	六 八 四 〇 〇 〇	延 長 (メートル)
旧 A は鶴ヶ島市 及び坂戸市に引き 継ぐ			備 考